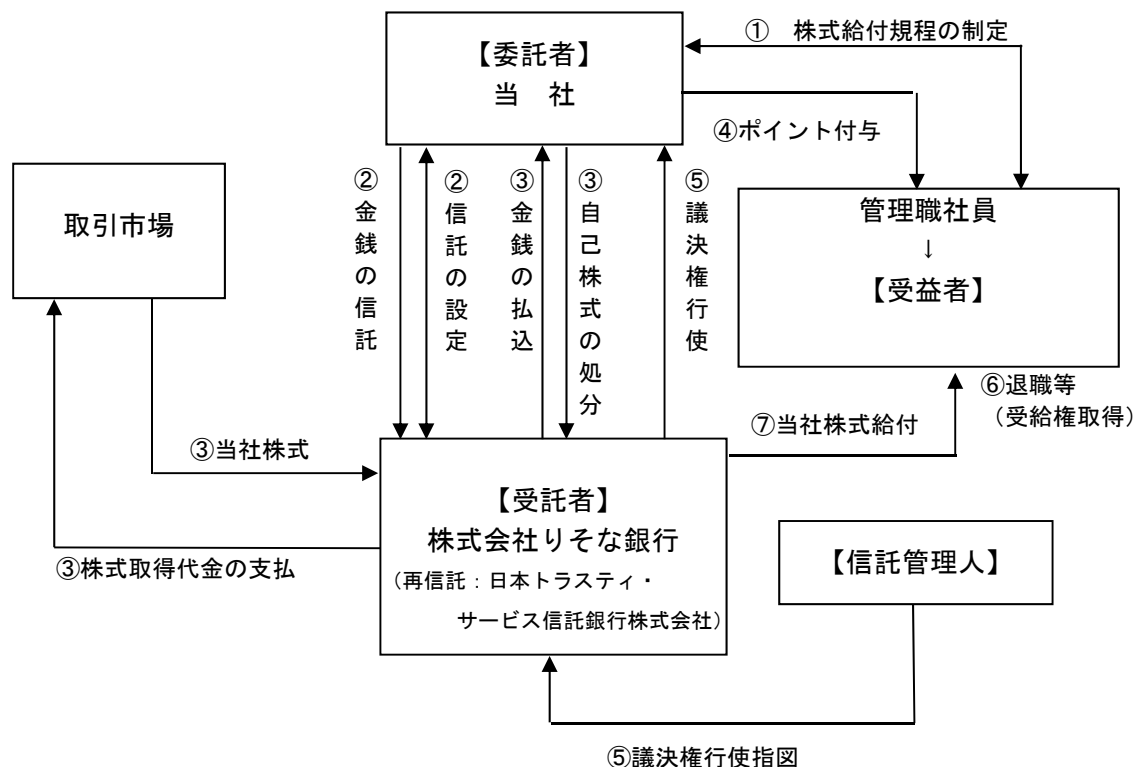




係る金銭は全額当社が拠出するため、管理職社員の負担はありません。

本制度の導入により、管理職社員は当社株式の株価上昇による経済的利益を収受することができるため、株価を意識した業績向上への労働意欲を高める効果が期待できます。また、本信託の信託財産である当社株式についての議決権行使には、本信託の受益者となる管理職社員の意思が反映されるため、管理職社員の経営参画意識を高める効果が期待できます。

### 3. 本制度の仕組み



- ① 当社は、本制度の導入に際し株式給付規程を制定し、管理職社員へのポイント付与・株式給付の基準等を定めます。
- ② 当社は、本制度を実施するため、金銭を拠出し本信託を設定します。
- ③ 受託者は、信託された金銭により、取引市場又は当社による自己株式の本信託への割当て（自己株式の処分）を通じて当社株式を取得します。
- ④ 当社は、株式給付規程に基づき管理職社員にポイントを付与します。
- ⑤ 受託者は、信託管理人からの指図に基づき、当社株式の議決権を行使します。
- ⑥ 管理職社員は、退職等により当社株式の受給権を取得し、受益者となります。
- ⑦ 受託者は、受益者に当社株式を給付します。
- ⑧ 本信託が終了し、受益者への当社株式の給付、信託費用・信託報酬の支払いが行われた後の残余財産は、帰属権利者である当社に帰属します。

#### <本信託の内容>

- (1) 名称：株式給付型ESOP信託
- (2) 信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託
- (3) 委託者：当社
- (4) 受託者：株式会社りそな銀行  
株式会社りそな銀行は日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と特定包

括信託契約を締結し、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は再信託受託者となります。

- (5) 受益者：管理職社員又は当該管理職社員が死亡した場合における受給者として株式給付規程に定める者のうち、本信託契約に従った受益者として確定されるための手続を履践した者  
信託設定時において受益者は存在しません。
- (6) 信託管理人：当社と利害関係のない第三者（弁護士）
- (7) 本信託契約の締結日：平成 26 年 8 月 27 日（予定）
- (8) 当社が拠出する金員の上限：当社株式の取得資金、信託費用及び信託報酬に充てるため、235 百万円を上限とする金員を本信託に拠出します。
- (9) 信託の期間：平成 26 年 8 月 27 日（予定）から本信託が終了する日まで（終了期日は定められておらず、本制度が継続する限り本信託は継続します。）
- (10) 本制度に係る株式給付規程の施行期日：平成 26 年 8 月 27 日（予定）
- (11) 取得株式：約 40,000 株（予定）

以上